

特設人権相談所 を開設します

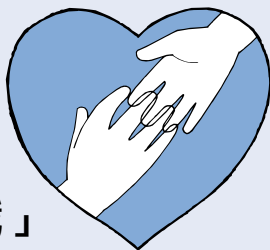
町では、法務大臣が委嘱した
人権擁護委員による人権相談所を
次のとおり開設します。

相談は無料、秘密は守られます。
お気軽にご相談ください。

(予約は不要です。)

日時 11月12日(月) 午前10時～午後3時
場所 役場4階会議室401・特別会議室2
相談員 人権擁護委員(白岡町、幸手市、菖蒲町)
問合せ 町民活動推進課人権担当内線354
主催 白岡町・さいたま地方法務局久喜支局・
久喜人権擁護委員協議会

なお、人権相談は毎月原則10日(午後1時～4時)に開催しています。また、さいたま地方法務局久喜支局では、毎週月・木曜日(午前9時～午後3時)に開催しています。期日などは広報しらおかをご覧ください。



「育てよう
一人一人の
人権意識」

～思いやりの心・かけがえのない命を大切に～

精神障がい者 就労準備セミナー

一般就労を目指す精神障がい者のかたが就職活動及び就職への意欲や関心をもつ機会として、セミナーを



問合せ 子どもの権利擁護委員会
☎048(834)8755

子どもスマイルネット

子ども(原則18歳未満)にかかわるすべての悩みについて、県民のかたから電話相談を受ける窓口です。子育ての悩みやしつけの問題からいじめや体罰などあらゆる相談に応じます。子どもの権利侵害についての面接相談(予約制)も行っています。

- 開催します。内容 毎月1回、計6回にわたり就労に関する様々なテーマで行ないます。(各回のみ参加も可能です。)
- 日時 第1回 10月20日(土) 第2回 11月17日(土) 第3回 12月21日(金) 第4回 1月26日(土) 第5回 2月23日(土) 第6回 3月22日(土)
- 「会社が求める人材」13時30分～15時30分
- 対象者 就職に興味のある精神障がい者
- 定員 40名
- 参加費 無料
- 会場 アバンティ(障がい者生活支援センター)ふれんだむ(東武動物公園駅西口徒歩5分)
- 申込み・問合せ 前日まで申込可能です。
- 障害福祉サービス事業所アバンティ
- ☎(36)2600
- ☎(36)2601

- 5 年金や保険について
- 6 消費・契約上の問題について
- 日時 月曜日～土曜日 午前9時～午後4時(祝日・年末年始を除く)
- 法律相談(予約制)は、水・金曜日午後1時～午後4時
- 年金相談は、第1・3・5水曜日午前9時～午後4時
- 場所 さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65 彩の国すこやかプラザ内
- 費用 無料
- ☎048(822)1204
- ☎048(822)1406
- E-mail

soudan@fukushi-saitama.or.jp



再就職希望者 支援事業のご案内

もつ一度働きたい！
あなたのカムバックを
応援します！
簡単な手続きで登録できます
す
・妊娠、出産、育児または介護を理由として退職し

たかたで、再就職を希望するかたが対象となります。
退職直後から登録できます。早めに登録して再就職に向けて準備していきましょう。
登録の有効期間(登録期間)は4年間で希望する場合は1回に限り更新できます。
登録すると次のことが無料となります
・「Re・Be」ワークセミナー(再就職準備セミナー)に参加できます。
・「個別相談」を受けられ

ます。
再就職に役立つ情報誌「Re・Be」が年3回送付されます。
・「再チャレンジサポートプログラム」を受けられます。専門のコンサルタントが個別にご相談に応じ、再就職へのプラン作りを支援します。
問合せ
財団法人21世紀職業財団 埼玉事務所
☎048(824)7001
☎048(824)7009
財団ホームページ
http://www.jivw.or.jp

「赤十字安全講習会」
が開催されます

日本赤十字社埼玉県支部では、十一月に蓮田市役所において救急法講習会を開催します。

申込み はがきにコース名、郵便番号、住所、氏名、性別、生年月日、電話番号を記入のうえ、申込み先まで送付してください。受講希望者多数の場合は抽選となります。

受講が決定したかたには、本人あてに受講案内が送付されます。

コース A 24

AED(自動体外式除細動器)を用いた心肺蘇生法や気道異物除去など救急車が来るまでに行えることを学びます。

日時 平成19年11月17日(土) 午前9時30分～午後3時30分
費用 無料(教本、教材費として1,500円)

受講資格 満15歳以上で、終日参加できるかた
締切り 平成19年10月17日
必着

問合せ・申込み 日本赤十字社埼玉県支部 講習係
〒336 0062 さい

たま市浦和区仲町3 2
23
☎048(829)2681



里親制度を知っていますか
〜今、里親を
求めています〜

里親とは
病気や家庭の事情など何らかの理由で、親が子どもを育てられない場合に、一時的または継続的に子どもを預かり、育てる人のことです。

近年、親が子どもを育てられず、保護を必要とする子どもが増えています。

子どもが健やかに育つためには、温かい環境の中で過ごすことがとても大切です。

里親になるには
一定の条件を満たす必要がありますが、原則として特別な資格は必要ありません。

問合せ 中央児童相談所
☎048(775)4152
福祉課児童福祉担当 内線

162・163
里親についての県ホームページ



年金の裁定請求書が
送付されます

年金の請求をされるかたの利便性の向上と請求漏れを防ぐため、老齢基礎年金及び老齢厚生年金の受給年齢を迎えられるかたに、社会保険庁が管理している年金加入記録等をあらかじめ印字した年金の裁定請求書や、年金に関するお知らせ(ハガキ)が送付されます。

送付時期と送付物
60歳到達月の3か月前
受給資格があり(納付済期間等が25年以上)、60歳で受給権が発生するかたには、裁定請求書と裁定請求の案内についてのリーフレットを送付します。

手続きは、60歳の誕生日の前日から行っていただけです。

受給資格はあるが、厚生年金加入期間が12か月未満のため、65歳で受給権が発生するかたには、裁定請求の案内(ハガキ)を送付します。

受給資格が確認できないかたには、加入期間や受給要件を記載した裁定請求の案内(ハガキ)を送付します。

65歳到達月の3か月前
受給資格はあるが、国民年金の期間のみや、厚生年金の期間が12か月未満のため、65歳で受給権が発生するかたには、裁定請求書と裁定請求の案内についてのリーフレットを送付します。

手続きは、65歳の誕生日の前日から行っていただけです。

65歳前に既に受給権があるかたで、まだ年金を請求されていないかたには、裁定請求書と裁定請求の案内についてのリーフレットを送付します。
手続きは随時行っています。
なお、年齢に達しても裁定請求書や裁定請求の案内(ハガキ)が送付されないかたについては、社会保険事務

務所までお問い合わせください。
問合せ 春日部社会保険事務所
☎048(737)7111

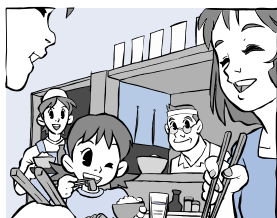


「第19回わかば祭」
のお知らせ

日時 平成19年11月10日(土)
午前10時～午後2時
平成19年11月11日(日)

午前10時～午後2時30分
内容
学習発表、作品展示、PT Aバザー、模擬店 等
会場
県立宮代養護学校(駐車

場有り)
対象 どなたでも(申し込み不要)
問合せ 県立宮代養護学校
☎048(35)2432



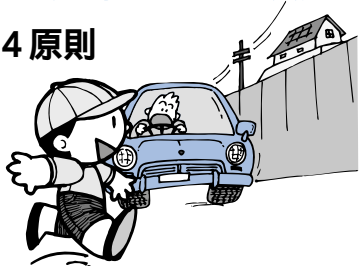
～ 交通ルールを守って交通事故をなくしましょう～
夕暮れ時は危険がいっぱい

暗い道ではキラッと光る反射材を活用!

歩く時は明るい色の服装に
自転車乗用する時は早めのライト点灯を

交通事故防止4原則

- 止まる
- 見ろ
- 待つ
- 確かめる



毎月10日は交通安全の日です